

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等
根拠法令及び条項		土地区画整理法第85条の2第5項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第85条の2第5項の規定による。</p> <p>5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。</p> <p>(2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。</p> <p>(3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）